

令和8年 第1回西予市議会定例会産業建設常任委員会・厚生常任委員会連合審査会会議録

- 1. 開催日時 令和8年3月11日
- 1. 開催場所 西予市議会議員協議会室
- 1. 開 会 令和8年3月11日
午前10時00分
- 1. 閉 会 令和8年3月11日
午前11時21分

- 1. 出席委員
委員長 河野 清一
副委員長 酒井宇之吉
委員 まつもとみき
委員 大森 揚子
委員 宇都宮久見子
委員 加藤 美香
委員 中村 一雅
委員 竹崎 幸仁
委員 源 正樹
委員 井関 陽一
委員 兵頭 学

- 1. 欠席委員
なし

- 1. 出席説明員
田之筋地区代表区長 上田 武
産業部長 兵頭 章夫
林業課長 酒井 淳二
林業課長補佐 清家 祐一
林業課係長 織田 喜子
生活福祉部長 麓 寿春
環境衛生課長補佐 上甲 敬一

- 1. 出席議会事務局職員
書記 中廣 良樹
書記 脇本美登利

- 1. 会議に付した事件

請願第 1号 西予風力発電事業に関する請願書

- 1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前10時00分

○河野委員長

ただいまから産業建設常任委員会・厚生常任委員会の連合審査会を開催いたします。

最初に、本日の連合審査会の正副委員長について申し上げます。

委員長は、連合審査会の主たる委員会の委員長であります私、河野清一が務めます。また、副委員長には、厚生常任委員会委員長の酒井宇之吉委員を指名いたします。

また、傍聴の申出がございましたので、許可しております。これも御承知おきください。

次に、審査の方法について申し上げます。

本連合審査は、委員会審査の特別形態の一つであります。審査においては、質疑まで行い、採決については、産業建設常任委員会にて行うこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

審査に入る前に、注意事項を申し上げます。

発言の際は、挙手の上、委員長の許可を得て、発言をしてください。

また、当委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。万が一持ってこられております方は、事務局に預けてください。

○河野委員長

それでは、請願第1号「西予風力発電事業に関する請願書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に請願文書表を配信しております。若干時間をとりますが、お目通し願ったらと思います。

本日は、請願者御本人にも出席していただいておりますので、内容について説明いただき、その後、委員の皆様から御意見をいただけたらと思います。

まず、請願者から5分程度で説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○上田田之筋地区代表区長

失礼します。田之筋地区代表区長の上田武と申します。今日はよろしく願いします。着座にて説明させていただきます。

本日は貴重な時間をいただいております。ありがとうございます。田之筋地区1,473名の代表として、西予風力発電事業反対運動のこれまでの経緯と、地域住民の切なる思いについて説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

昨年の4月16日に、事業主であるユーラスエナジー株式会社から、初めての説明が区長会にありました。170メートルを超える大きな風車を田之筋と溪筋に跨る尾根約8キロメートルにわたって、19基設置するというものでした。出力が4,000キロワットという風車の規模にも驚きましたが、それ以上に地域住民には何も知らされずに、事業が進められようとしていたことに、衝撃を受けると同時に、事業主への強い不信感が募りました。

豊かな自然環境と地域住民の安心安全な暮らしを守るにはどうしたらよいか。これから生きる子どもたちに何を残すのか。取り返しのつかない歴史を残してはならない。正しい理解が正しい判断を促すものと考え、慎重に説明会や学習会を積み重ねながら、区長会を中心として、地域住民の真摯な声を受け止めてまいりました。7地区それぞれの実態に即した進め方で、住民の理解を深め、結果的に65%を超える反対署名を集めることができました。明石の地区総会では、「百害あって一利なし」と大音声を上げられた長老の声が今も焼きついていますが、私たちは、事業そのものの撤退を強く望んでいます。事業そのものの撤退を強く望んでいます。住民一人ひとりの力は弱いものですが、市民を代表する市長には特別な力がございませう。西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条の第6項にありますように、田之筋地域住民の事業反対の意思表示を事業主でありますユーラスエナジー株式会社に市長から強くお伝えいただけるよう、議会からの後押しをお願いしたいと思います。このことを請願の第1項目として挙げております。

次に、この事業計画では、保安林である山の木々を伐採し、1基につき3,500平方メートルという敷地が必要です。代々、治山治水のバランスを守り続けてきた田之筋地区のたゆまぬ努力があったからこそ安全で豊かな暮らしがありました。緑のダムは、土砂災害や土石流等の災害から命を守り、さらに、岩瀬川を経て野村ダムに至り、南予一帯の命の水ともなっています。そこで請願第2項として、水源涵養林である保安林の解除を行わないよう、市長に求めていると思っております。

さらに請願第3項として、田之筋地区財産区で

も、みだりに土地の利用を認めない方向で、決議していただいて、その旨を示す署名も添付しているところです。くしくも15年前の本日、東日本大震災があり、自然の猛威になすすべもない私たちがいました。お金では買えない命、その大切さを嫌というほど知らされながらも、なぜ人は過ちを繰り返すのでしょうか。なぜ人は過ちを繰り返すのでしょうか。

市議会議員の皆様、自然と同居している私たちは、今のままがよいのです。どうか正しく、将来に希望の持てる御判断をお願いしたいと切に、切に願って、請願説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

○河野委員長

請願者の説明は終わりました。

何か御質問があれば受けたいと思います。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

ないようですので、請願者は、説明者席から御退席ください。

早速、連合審査に入りたいと思います。

御意見はございませんか。

○井関委員

紹介議員の1人となっておりますので一言お願いから、その他をお伝えできたらと思います。

ただいま上田さんのほうから説明がありましたように、これは風力全体に対して反対をしているというようなものではなく、田之筋地区としてこれを受け入れることができないという請願内容になっていると思います。

私個人も、自然エネルギーに対して反対する立場ではないんですけども、どちらかといえば、自然エネルギーはいろいろと活用していけばいいというふうに考えている1人であります。

ただ、今回のこの請願におきましては、田之筋地区全体で、この地区には建ててほしくないという意見であろうかと思えます。また、ほかの地域の方に対してどうこうと言っておられるわけでもありません。

このことにつきまして、今、請願で内容を説明していただいたとおり、地区として地元として、賛成ができないということでもありますので、このことを十二分に理解していただいて、皆さん御判断を願ったらと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

○加藤委員

私もこの請願の紹介議員になっております。今上田さんが説明された上に少し追加で説明させていただきたいと思います。

まず、請願事項についてなんですけれども、もちろんその田之筋地区全員であることでこの請願が出されております。1番、2番、3番と分かれておりますが、1番に対しては、西予市に条例がありますので、条例に基づいて市長が事業者へ反対である署名を提出してほしいということを田之筋地区としては、議会から市長に働きかけてほしいという内容になっております。

2番についてなんですけれども、今後、事業者が保安林の解除をする場合は、県へ申請するようになると思います。その場合、法令に基づいて、市長が意見書を出すことができるというような法令になっておりますので、その内容の中に田之筋地区の保安林解除には同意できないというような意見書を出していただけるよう、議会からも市長にお願いしてほしいということです。細かく言いますと、法令に基づいてということまで今後のことを入れられております。

3番目は、田之筋地区の財産区については、田之筋地区管理運営委員会で協議され、委員長も請願者となって名前を連ねておりますが、やはり田之筋の所有の財産区の山とか、また田之筋地区の市の所有の土地利用を認めないように、市長が事業者に伝えていただくよう、それを議会から市長に全て働きかけてほしいという請願になっておりますので、絶対に何かをしてくださいということではなくて、お願いしますということで行われている。ここを酌んでいただきたいと思えます。

○酒井副委員長

この請願の地区の田之筋の皆さんの気持ちはよく理解できます。私も再生エネルギーは賛成のほうです。今回のようにイランとか戦争だとかそういうことが起きたときにガソリンの値段が急激に上がるようなことに対して、やはり日本の国のエネルギーは日本でつくるべきという考え方を持っておりますので、基本的には再生エネルギーは賛成でございます。

そして私の場合は、野田に風力発電が入る時の経緯も、いろいろ反対の人もおれば、賛成の人も

おるといようなことで、あるときは2基、野田とそして三瓶と明浜をつなぐところにも計画されておりましたが、大和エネルギーさんは、積極的にそういう話を地元の意向を酌んでやっていただいた。その代わりに、もう一方のほうは撤退したという経緯がありますので、いろんな形の経緯を考えながらやっております。

井関委員が先ほど話したように、田之筋地区のみの意向だという考え方というように解釈をさせていただきます。それで考えてみますと、一つだけ私がひっかかりましたのは、議会から行政に働きかけることというのは、非常に議会と行政との立つ位置ってというのが二元代表制の中で、議員が行政に働きかけることは、議員活動としてはできると私は思っています。ただ、議会が議決する、否決する、それによって理事者がどう判断するかは働きかけではなしに、それはやはり理事者が判断することということです。だから、理事者から出たことにつきましても、議会が反対する・賛成するという形をとらせていただき、それに「いや、こういう意見だから賛成してくれ」という議会からの依頼は、私は非常に二元代表制の中では問題があるということ为先般の議会運営委員会の中で話しさせていただきました。

以上、私は非常に皆さんの気持ちは分かるということをお伝えしたいと思います。ただ一つだけ聞き及んでおりますのは、井関委員が田之筋の問題だけとして捉えてほしいというような意見がありましたけれども、野村の溪筋の皆さんに何人か聞いてみますと「まだうちは結論を出していない」とかいろんな形で、説明会のときに田之筋の人たちが溪筋にこられて発言をされたというようなことも聞いております。それはお互いの熱意のあらわれだろうとは思いますが、やはりそれなりの政治の世界では、どの地点で、どの位置で考えるかということを肝に入れて政治をやっているかといけなと思っています。

西予市全体で考える場合、田之筋をポイントとして考える場合、いろんな立場立場があります。再生エネルギーの推進というものを大きく考えたとき、そしてまた、原発の問題なり、エネルギーの問題、それを立つ位置によって、ジャッジメントは非常に変わってくると思っておりますので、それぞれの議員さんが立つ位置がそれぞれ同じ位置では

ございませんので、その辺りも含めた形で、私は判断したいと思っておりますので、フリーな形で気持ちはよく分かるということをお伝えさせていただきます。

○まつもと委員

私はこの事業のお話を聞いてから、田之筋地区の皆さんがこれまで勉強会を重ねてくるところからちょっと参加をしたり、見に行ったりさせていただきました。その立場としては、反対ありきで学習を重ねられたわけではなく、しっかりこの再生可能エネルギー、この事業者が持ってきたこの規模が自分たちの町にとってどういう影響を及ぼすか、適正かということをごとから勉強されて、重ねられて、そして説明会にも臨まれて、そこで大変住民の皆さんの意見がたくさん飛び交うのを見まして、この住民の意思は何とかとり繋いでいかないといけないと議員の1人としては思ったところです。そのような中で市長への要望、事業者への提出というものを重ねられて、現在この議会への請願というところに至っているというふうに理解しています。皆様の中には、皆様それぞれの後ろには、それぞれの地域の住民の方がおられるので、その地域との兼ね合いとかも考えておられると思います。

この事業自体に対してのお考えもあると思いますが、それは置いておいてもこの一つの地区の要望をまるで全体のことのようにとらえて、ここで通してしまうのはいかがなものかという考え方には一つ私も考えるところがあるな、同意できるところがあるのかなと思いつつも、それでも田之筋の住民の皆様が丁寧に学習を重ねて、地区との対話も重ねて、区長7人の連名書をつくられたというところの意思を重く受け止めることは、私たち住民の代表の議会としてはできるのかなというところの判断に至っています。

○竹崎委員

代表区長さんからの説明、そして私自身がそれを聞いた中で、やはり三瓶町で起こった産廃問題このことが非常に強く想起されました。今から10年ちょっと前です。ちょうど地域審議員という立場でその説明を聞いたときに、その説明会の直前に2月の新聞だったと思うんですが、そこに産廃関係の建物については支障なしと回答というのが出ていたわけです。その場所は宇和町郷内とあ

りました。そこでその地域審議員の1人として質問をしたわけです、新聞をもとに。この住所、宇和町郷内とあるが、尾根の宇和側か三瓶側かどっちだと聞きました。そうした結果、三瓶側だと。つまり、水源地のすぐ上であると。もう1つ、霞が関で起こったサリン、このサリンの毒性の17倍のダイオキシンであるということが非常にひっかかりました。それをもとに三瓶町内の区長会はじめ、ほとんどの人が猛反対したけれども、そのときの議員さんに聞いたら、詳しいことは誰1人答えてもらえませんでした。つまり、私としては、住民の思いを全く無視した形で展開されていたということは、今でも気になります。

もう1点、私は伊方というところに13年勤務しました。柑橘農家をやっている教え子から生の声を確認しました。どういうことかと言いますと、風切り音、それから振動、それらの上に農作業、柑橘もずっと実るときまでいろいろな仕事があるわけですよ、肥料をやったり摘果したり。その作業ごとに天気のいい日に農作業等で行くわけですから、そうした時の風切り音と耳にも触るけど、視界に入ってきて、音と一緒に影がぱっと走るんだそうです。それがとてつもないストレスになるという話も聞いています。いろいろと情報を読んで確認したところの中で一番気になったのが、家畜つまり畜産農家があるんだと。これはおそらく畜産関係にも多大な影響を与えるのではないかと心配もしています。

それらのことも踏まえながら、基本的には、お2人も言われましたけれども、自然エネルギーについて頭から全面否定するつもりはないんですが、五島列島の視察に行ったとき、洋上風力発電を見させてもらいました。これだって地域に与える電力としてはすごく大きい。あとそのほかのいろいろな自然エネルギーも頭から否定する気はないです。ただ、今幾つかの情報提供をしましたけれども、地域住民が一生懸命になって話して、まとまって65%が反対の意思ということと、地域の中には畜産農家もいると、健康被害をひっくるめたときにやはりとても気になるわけです。そここのところを受け止めて、私たちとしてもこれらのことを無視した中で話し合えるというよりは、やはりこれらのことは、地域からの訴えをしっかりと受け止めておく必要はあると思うんです。そここのところ

だけ申し上げておきます。

○中村委員

先ほど竹崎委員が言われました、三瓶町であったというか宇和町郷内に建てられた産廃の焼却施設につきましては、私は三瓶の水を守る会というその反対委員会から推薦されて出た市議会議員でございますので、10年前のその当時のことをはっきりとよく覚えております。

今の経過としては、先ほど説明の上で上田代表区長が言われました、住民に説明が事前になかったということが、非常に三瓶の状態とよく似ているなというふうに感じました。住民の声を届けるために市議会に送り込まれた議員として、私は今回のことについては、田之筋住民の皆様の思いを酌み取るべきだと考えております。

○大森委員

先ほどの説明を聞かせていただきまして、大変感銘を受けました。この3点につきましても、法令に基づいた請願であるということ。それから最初に何も住民に対して周知もなしに物事が進んでいったということ。法令に沿った訴えであるということについては、しっかりとそのとおりで思いました。それと住民に何も知らせずに物事が進んでいるということに対して私も非常に疑問を持ちました。皆様のお気持ちを十分に酌んで、市民の代表として判断をいたしたいと思っております。

○源委員

この請願の中にもありますけど、いわゆる再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の第2条第1項(5)これがいわゆる該当行政区に当たります。このことについて、該当行政区というのはこれだけ大きな計画でありますので、ほかの地区もあるのではないかとこのように考えます。

該当行政区が一体どの程度になるのか、このことについて、西予市議会請願及び陳情取扱い規程の第7条第2項(2)執行機関の説明及び意見を聴取することを委員長に求めたいと思っております。

この条例については環境衛生課が所管されていると思いますが、このことについて委員長の判断をお願いいたします。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時32分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前10時32分)

今の源委員の意見に対しまして委員長として、許可したいと思います。

環境衛生課の入室をお願いいたします。

○酒井副委員長

源委員にお尋ねするんですが、広域事業だからどのあたりが入っているかってことを知りたいと、そういうことですね。ちょっと法律のことで、そういうことだから、簡単に言ったらそういうことですね、確認いたしました。

[環境衛生課職員入室]

○河野委員長

環境衛生課。自己紹介をお願いします。

○麓生活福祉部長

生活福祉部長を拝命しております麓と申します。

どうぞよろしくをお願いします。

○上甲環境衛生課長補佐

環境衛生課で課長補佐をしております。こちらの業務担当の上甲と申します。

よろしくをお願いいたします。

○河野委員長

先ほどの源議員からの質疑についてももう一度説明をお願いしたらと思います。

○源委員

お尋ねします。西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の第2条第1項(5)該当行政区 区域外事業区域を含む行政区をいう。なお、風力発電事業においては、事業区域を含む行政区に加えてあります。この条例に基づいて、計画段階ですので断言は難しいかと思いますが、この該当行政区は一体どのあたりの地区が該当となるのかお尋ねします。

○上甲環境衛生課長補佐

ただいまのことについてお答えいたします。

まず、該当の行政区ですが、西予市の条例で、西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例があります。

まず、第2条の第5号ですが、そちらに該当行政区という項目があります。そちらが発電の出力、ワット数等で、範囲が決めています。許認可とか説明が必要な範囲が決まっています、今回は1,000キロワット以上の事業になります。1,000キロワット以上の事業になりますと、事業

区域から1,000メートル、1キロ範囲内に居住者のある行政区、そちらが該当行政区という判断になります。

さらに同条例の第11条があるのですが、こちらが周辺関係者への説明という項目になるのですが、あらかじめ説明会を開催しなければならないということを条例で義務づけております。その該当地区への説明を今業者の方が行われておりますが、そちらの地区数に関しましては、正確に1キロ圏内できっちり区切ったということもありませんが、該当して1キロ以上あっても同じ行政区でしたらそこも入るということで、入れております。そのため1キロ以上のところも入っていたりはしますが、宇和町内で28地区に該当する行政区があると把握しております。

野村地区の数は把握をしておりませんので、ここでの地区数は控えさせていただきます。大まかに言わせていただきますが、当然のことながら田之筋地区、全地区該当します。下宇和地区なんです、明間の一部、ちょっと該当しない箇所ということで外しておりますが、ほぼ下宇和の下川、皆田、稲生は全地区入ります。明間ではちょっと外れの方の地区、遠ざかっている地区は入れてはおりません。多田地区は、多田地区から3地区ほど入って、中川地区も3地区ほど該当すると、町の鬼窪とかの地区でも2地区が該当と考えております。れんげ団地も、該当地区に入るといような考えをしております。宇和町内に関しては以上です。

○まつもと委員

野村の該当地区がお答えできないというのは、どうしてなのでしょう。

○上甲環境衛生課長補佐

溪筋地区は該当するんですが、それ以外のちょっと細かい地区名まで調べてなかったのが、今の段階では控えておきます。

○まつもと委員

環境衛生課から、事業者へ該当地区への説明を求めるのであれば、該当地区を正確に把握してにおいて説明を求めているという状態なんですか。

○上甲環境衛生課長補佐

宇和町内に関しては、業者の方から該当する地区名、行政区が分からないので教えてくださいと

ということがありまして、環境衛生課で大体の図面を見ながら、該当する地区を選択して、業者さんに教えております。

野村地区は溪筋の方で長谷とかはあるんですが、その段階でまだ業者さんが野村地区の説明の段取りには入ってなかったんで、野村の方は、そのときもお渡ししていません。その後も野村方面の問合せは来てないので、まだお知らせしておりません。

○兵頭委員

今ほど野村地区の溪筋地区は入るといって、ちょっと曖昧な説明だったと思うんですけど、実際問題、溪筋にも業者さんが行かれて説明されたと思うんですが、そこまでされてるのにまだ行政は把握していないということの解釈でいいですか。

○上甲環境衛生課長補佐

野村の溪筋とか長谷とか説明の話は聞いているんですが、一つひとつの宇和で言う明石とか、細かいところまでの説明に関しては、環境衛生課にもまだ業者から連絡が来ていないので、把握していない状態です。細かい行政地区が該当するかどうかに関しては、野村支所地域生活課の方にもちょっと聞いてくださいということだったので、業者さんの方がそちらに連絡して、該当するような行政区を調べられたとっております。

○兵頭委員

田之筋地区からこの請願が出ているのですが、逆に言うと今、宇和町で28地区ということで、田之筋が7地区なので、かなり他の地区が該当に入っているということなんですけれど、事業者さんは、それぞれの地区でもう説明会を一度されているのですか。

○上甲環境衛生課長補佐

ここで説明したというのは業者さんから聞いておりますが、この全地区に関して一つひとつに説明したというのは聞いておりません。この1キロ圏内で28地区、こちらから提示した28地区に関しては、業者さんが全体説明会、行政区ごとに個別での説明が終わった後の全体で説明するときの行政区にお声掛けをする。そのときの地区数を教えてくれということでしたので、全体ではお渡ししているんですが、個別でどこまで行ったかというのは、連絡がきておりません。

○宇都宮委員

そもそもこれは市が誘致をしたものではないと思っていますので、あれなんですけど、環境衛生課、行政としてどこまでのことを把握されていて、実際にされているんですか。

今曖昧な御回答があったと思うんですけど、どのあたりまで把握をされているのか御説明いただいたらと思います。

○上甲環境衛生課長補佐

環境衛生課で把握しておりますのは、明石とかで住民説明会をされていると思うのですが、そのレベルと同じです。業者さんから来られて説明を受けているのは、です。4つの段階を踏む第1段階の配慮書というものをつくる前の段階の住民説明会になるんですが、国の法律では義務づけされていないんですけど、市の条例で義務づけされているので、業者さんが説明されている段階なのでまだそこから先の細かいところは全然決まっていない段階になっております。

○酒井副委員長

先ほど加藤委員が言いましたように、結局県のほうへ市の条例に従った形で、市長が提言書を出すようになるわけですね。そしたらその事務局の環境衛生課と、理事者レベル、単純に言えば市長とのコミュニケーションなり、情報伝達がしっかりなされていないということの証明みたいな発言を今しましたけど、そこらをしっかりとしないと、市長の判断も、田之筋から請願が上がってきたが、他の地区はどうなんだというようなことをやはり行政側の環境衛生課はとらえて市長にちゃんと伝えるべき情報元をしっかりと持っていなければいけないと思いますので、部長もその辺りを指導して、こうして請願が上がっても、市長のところへ届かないということになりかねませんので、そのあたりも事務局と情報伝達をしっかりとして、今、こうして一生懸命になって田之筋の人が来ていただいて、請願を出されておりますので、気持ちは分かるということを先ほど述べましたけれども、それらがしっかりと伝わるような形にしないと、それは再生エネルギーの問題だとか、電気の問題だとか、原発の問題とかそういうことも絡ませながら、我々は大局的に考えるべき位置でもあるので、一地域の問題だけをとらえる場合だったらそうなりますけども、いろんな形をとらえないといけませんので、その辺りはしっか

りと情報伝達を市長にさせていただくことを要望します。

○麓生活福祉部長

ただいまの酒井委員の御指摘、一応内部としては、市長と情報共有は行っております。

先ほど補佐が申しあげましたように、まだほとんど計画段階で市のほうも詳細までは把握していないというのが実情でございます。

地域の方が反対されているというのも承知をしておりますし、市のほうへ陳情や意見を述べにこられたというところも承知しており、市長と直接会ってお話をされております。そのときに新聞等で御存じかとは思いますが、市のスタンスとしては、住民の反対があるからには前へ進めないというふうなコメントをされていたと思いますので、そこら辺は市長のほうもそういうお考えをお持ちです。

課としましては、法令に基づいて、適正な申請に基づく審査を行い、粛々と事務を進めていきたいと考えておりますので、皆さん御理解をいただいたらいと思います。

○まつもと委員

今、部長がおっしゃられた事務を進めるという点においても、条例で事業者の説明を求めている立場として、該当地区を正確に把握して、事業者伝える。また、事業者が先ほど補佐の説明では、支所のほうに聞いてくれというふうにお伝えして支所に伝えたという、支所とやりとりがあるのではないかというふうにおっしゃいましたけど、それであるならその情報をしっかり担当課に戻ってきてどこまで説明しているということをここで説明いただく事務レベルでないと、住民が不安を抱えている現状もある中で、その点はしっかりしていただきたいなというふうに思います。

○酒井副委員長

環境衛生課とちょっと関係ないかもしれないですけど、今までの進捗状況を見ますと、保安林に引がかかるという形が請願書に出ますけども、そこまで具体的な話になってるんですか。なりそうだという話で、請願書が出てるんですか。そのところで、そしたら私は保安林というのは、前もいろんなところで骨折って保安林やったんですけども、保安林とかいうのはどうい

うことができるんですか。保安林とかなかなか外すのが難しいんですよ。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時51分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前10時52分)

○酒井副委員長

先ほど環境衛生課のお話を聞きますと、あまり具体的な話が進んでないということで、保安林が引がかかるかどうかという陳情が上がっておりますけども、その辺りが具体性がまだないんじゃないかなと思います。実際のところ、保安林というものはどういうときに外せるのか。なかなか外しにくい、非常に外しにくいということはよく承知しておりますが、その辺りを行政側にちょっと確認したいんですが、よろしいですか。

○河野委員長

林業課に確認したいと思います。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

[環境衛生課職員退室、林業課職員入室]

○兵頭産業部長

保安林を担当しておりますのが、林業課となりますので、産業部の部長をしております兵頭と申します。

よろしくお願ひいたします。

○酒井林業課長

林業課長の酒井と申します。

よろしくお願ひいたします。

○清家林業課長補佐

林業課課長補佐の清家と申します。

よろしくお願ひいたします。

○織田林業課係長

林業課林業係の織田と申します。

よろしくお願ひいたします。

○河野委員長

酒井副委員長、もう一度趣旨説明お願ひします。

○酒井副委員長

それでは、保安林の請願書が出てますが保安林を外すのはなかなか外しにくいというように聞いておりますし、保安林はどういう場合のときに外せるかだけお聞きします。

○酒井林業課長

保安林がどうやったら外せるかといったことですが、担当の織田係長のほうから説明させていただきます。

○織田林業課係長

保安林につきましては、保安林の指定ですとか解除ということは、愛媛県のほうの事務になります。西予市におきましては、指定・解除の事務はありません。

保安林の解除をしたい場合には、まず事業者のほうで申請書等を作成しまして、愛媛県のほうに申請をするようになります。その申請書類の内容審査等が行われて、妥当と判断された場合に、解除になってくるんですが、その中で、提出書類の構成は、申請書、申請者が直接の利害関係者であることを証する書類、転用を伴う事業の計画書、代替施設の設計図書など、他法令の許認可の状況、資力及び信用があることを証する書類、用地の事情、その他の解除要件に係る説明資料ということで、それらの資料をもちまして、保安林の指定を解除するに足る条件を有しておる場合に、解除されるというふうになっております。

○酒井副委員長

事業者が申請して愛媛県が権限を持つてると、こういうことですね。

○織田林業課係長

愛媛県のほうが、解除の権限を持っておられます。申請は事業者です。

○加藤委員

もう今説明があったんですけれども、そのとおりで、事業者が県に申請する解除、保安林の解除ってというのは間違いありませんけれども、その場合、市長が意見書を出すことができるというのが文言に林野庁の法令に入っていると思うんです。そのときに、市長が保安林に対しては、例えば田之筋だったら田之筋は解除できないというような意見書をつければ、そこが解除されるかどうかのところにも入ってくるというようなことを私、林野庁のほうで、お聞きして調べたんですけれども、前よりは簡単に外しやすくなっているということですが、それでもその辺はしっかりとやっていくということを聞いているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○織田林業課係長

審査の書類の事務の流れの中で、西予市のほう

に意見照会はもちろんございます。意見照会のほうで、市長の意見を付してまた提出するようになってますので、それらも含めて、審査の判断としてされると理解しております。

○中村委員

先ほど話しました10年前の産廃焼却施設の場合についても、県のほうから当該の市に対して、支障ないのかという問合せが2度来たと。2回とも、市としての立場としては支障なしと回答したということが大きく働いたというふうに承知しておりますので、今回の場合についても、県のほうに事業者が申請をした場合に、県から市に対して、そういう保安林の解除云々については市としての見解はどうなのかという問合せはもちろんあるだろうと思っています。そこで市長が発言する立場といいますか、そういう権限を与えられると思いますから、そこについても特段の配慮をということであろうかと、田之筋の住民の方としては思っているのではないかと推察をいたします。

○河野委員長

保安林についての御質問ありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時00分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前11時10分)

ご意見はないでしょうか。

○源委員

先ほどからほかの委員もおっしゃられてます本請願に込められた田之筋地区の皆さんの心配、懸念というのは十分理解しており、尊重すべきと考えます。しかしながら、先ほど環境衛生課の説明にあったとおり、本事業は複数の地区にまたがる大規模なものであるかと思えます。

1点、先ほど請願者のほうから冒頭、趣旨説明をいただきましたが、私これ委員個人の意見にはなりますが、今回請願を提出された田之筋地区区長会の皆さんと、当連合審査会で意見交換の場を持つてばいいのではないかと思います。

これに関しては先ほど申し上げた請願及び陳情の規定の第7条第2項(3)実施調査を行うこととございます。実施調査として、まず、本請願、署名された皆さんと、意見交換の場をぜひ行っていただきたいと思えます。

もう1点、先ほど申し上げたとおり本当に多くの該当行政区がございます。ほかの行政区の事情やそのあたりの状況を把握しないまま、判断するには少し情報が足りないのではないかというふうに考えます。よって、採択・不採択の結論を出すのではなく、本請願に関しては、まずは継続審査とした上で、先ほど申し上げました田之筋地区の皆さんとの意見交換の場、これを実施するべきであると考えます。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時12分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前11時12分)

源委員から意見が出ましたけれども、ほかの方、どうでしょうか。

○まつもと委員

源委員の御意見、調査を進めるところは、確かにその調査を進めて私たち議員一人ひとりもしくは議会として判断を下す材料をしっかり持つべきだという考えは分かるんですが、今回の請願は田之筋地区の連名書が出ておまして、田之筋の意向としては固まっているかなというふうに思います。なので、田之筋地区との意見交換というのは、請願の内容としてはちょっと合わないのかなと思います。

該当地区が多岐にわたるので、その該当地区の調査をとすることでしたら理解はしますが、本請願は田之筋地区になるので、田之筋地区の住民の思いを酌むか組まないのかでいうと、それが該当するかどうかというところを思いました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時13分)

○河野委員長

再開いたします。(再開 午前11時17分)

○加藤委員

私としましては、もうこの田之筋としての請願なので、それだけについて、それを認めるか認めないかということの判断をしていただくべきだと思います。

○酒井副委員長

私は、先ほどから言ってるように大局的な形から言えば、風力発電を西予市の中へ入れるのがいかにどうかという観点もあるわけです。ですから、その辺りも含めて勉強したいなという気持ち

がまだありますので、自分自身の一議員としての議員活動として、考えさせていただきたいとかように思っております。

田之筋だけは、それはなるほど私ら議員ですから、西予市全体のことを考えるとしたら風力発電をやはり田之筋の皆さんの御希望に沿った形でやるほうは気持ち的にはいい。ただし、もう少しほかの地区もあるので、私どももう少し検討させていただきたいというふうに思っておりますので、それぞれの委員、意見の違いはあろうと思いません。

○源委員

もう1点、昨年2025年10月21日に田之筋地区の上田先生はじめ皆さんが市長のもとに、中止を求める面会されたと思います。その際ちょっと添付していただいている資料から見ておるんですけれども、市長のほうは、まだ風量調査の段階では計画の中止を申し入れるのは難しい。これはそのとおりだと思います。加えて、市が誘致した計画ではなく、住民の意に沿わないことには賛同しないと明言された。この判断、私実は非常に重く思います。市長が現段階で、市としてのできる限りというか最大限、皆さんに配慮された発言ではないかというふうに考えます。

私、先ほど継続審査と申し上げましたが、問題は、田之筋地区の皆さんの気持ちは本当によく分かります。ただ、特に、田之筋と山を一つ向こうの溪筋地区、やっぱりその意見というのはしっかり我々把握する必要があるのではないかと。ただ、今回もし結論をとってお話でございましたら、全体的なバランス、その辺りの意見が分からない中で、全部を採択するのは難しいのではないかと。ただ、皆さんの心配する気持ちを最大限のみ取るとしたら、趣旨採択というのは適当ではないかと、私はかように考えます。ただ、先ほど申しましたとおり、私本論は継続審査とした上で、他地区の状況についても調査しない限り、この請願について結論を出すのは時期尚早であるというは変わりません。

○河野委員長

この辺で締めたいと思いますが、ほかありますか。

○大森委員

この請願書で西予風力発電事業に関する請願書

の中に、田之筋地区では全7自治会で協議した結果、総意として本事業に対して中止を求めることを決定しましたという文言が入っております。ですので、先ほどの源委員のおっしゃることに対しての私の意見でしたがちょっと時間を得ましたので、一応田之筋の総意としてこの請願書が出ているということを重ねて、私は理解をいたしました。

○河野委員長

以上で閉めたいと思います。

産業建設常任委員会・厚生常任委員会連合審査会をこれにて閉会といたします。

閉会 午前11時21分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

河野 清一